

## 金沢地方裁判所委員会（第7回）議事概要

### 1 開催日時

平成18年5月30日(火)午後1時40分～午後4時

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

上田弘志委員，沖野美智子委員，金子峰雄委員，神野善一委員，倉田慎也委員，倉田千恵子委員，鈴木健太委員長，鳥毛美範委員，宮川昌江委員，吉池浩嗣委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

若山事務局長，加藤民事首席書記官，長谷川刑事首席書記官，藤原事務局次長，橋本総務課長，織田総務課課長補佐

### 4 意見交換のテーマ

(1) わかりやすい裁判について

(2) 労働審判制度について

### 5 進行

(1) 委員長あいさつ

(2) 各委員あいさつ

(3) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマ

労働審判制度について(続行テーマ)

裁判員制度に参加しやすい支援体制について

裁判所のIT化の現状と課題について

(5) 次回開催期日

平成18年11月16日(木)午後1時30分～4時

(別紙)

### 意見交換における主な発言の要旨

( は委員長の発言・ は委員の発言・ は裁判所所属委員の発言・ はオブザーバーの発言)

#### 1 わかりやすい裁判について

民事，刑事の比較的短い判決を選んで，仮名処理を施したものを事前にお送りしていますので，これを題材に御意見を頂けますでしょうか。

刑事事件の判決は，経過とかはよくわかるのですが，日頃馴染んでない言葉が多くてわかりにくい面があります。特に法令の適用中に「ただし書」などが出てきますが，最終的にどうなったのかがわからない印象です。そういう点でまだ民事の判決の方がわかりやすい気がします。

我々は新様式というように呼んでいるのですが，民事の判決については，わかりやすくしようということで10数年前から取り組んでいるのですが，いかがですか。

事案の概要を読んでいるときには，「ああ，こういうことなのかな」と思ったのですが，読み進むうちにわからなくなりました。これでわかりやすくなったとおっしゃいますが，結局法律用語になっているので，私どもから見ますと縁が遠いなという感じです。

私は30年ほど前に裁判官になったのですが，その当時は，判決書の役割というのは，1番目が裁判官の考えをまとめる，2番目が当事者にわかってもらう，3番目に上訴審に下級審の考え方をわからせるというもので，必ずしも第三者に読ませることは考えていない面もあったと思います。当事者は自分の事件だからある程度はわかるし，大概弁護士がついておりプロだからわかるというものでした。でも，それではいけないということで，10数年前からわかりやすくしようとしているわけです。どうしても法律論になりますので限界はあるのですが，どういう点がわからないのでしょうか。

私だけがわからないのかもしれませんが、普通の話言葉で書いていくとあやふやになるから、最後にはこんなふうには書かないと法律的に答えが出ないのだからという気がします。

私の場合は、主文以下はわかったのですが、最後に「この判決は仮に執行することができる」と、これは専門用語でしょ。何のことを言っているのかわかりませんでした。

判決が最終的に確定しなくても、一応の結論が出たんだから、本執行に対して、仮に執行してもいいですよというのが、仮執行なのですが、これはどういう書き方をしても、制度の存在を知らないとわからないことになりますね。

民事の判決ですが、主文だけで1ページを使って、事実と理由は分けるとか、空白の部分を使う。または見出しなどをゴシック体を使って字体を分けるとかするとわかりやすいのではないかと思います。

言い方として「当然に」という言葉がたびたび出てくると、「何々したところ」という言い回しが、国語的にどう繋がるのかわからない。

言葉遣いが紋切り型だったり、続きが不十分だったり、短時間に多くの判決を書かなくてはいけないものですから、後で読み返すと「ああ、ここは日本語としてまずかったな」と思うことはあります。いまの御指摘もそういう部分だと思います。

項目をずらずら書かずに改行してもらう方が良いかと思います。

本当にわかろうと思えば問題ないかと思います。

刑事の判決では、ここに何か書かれていたのではないかという疑いを持たせないために空白は作らないようにしています。

昔はタイピストが判決の浄書をしており、複数のタイピストが分けて作成すると切れ目で空白部分ができます。そうすると空白部分の上に斜線を引いて判子を押していました。空白については、判決の書き方の一つの要素として御理解を頂ければと思います。

民事の判決は、何十年か前は、その事件に関与してない人にはわからないような判決だったのですが、それから見るとずいぶんわかりやすくなったと思います。

刑事の判決は、代案があるわけではありませんが、理由にいっぱい詰め込んであるんですが、これはどうかなと思います。

民事と刑事では、言渡しのときの違いがあり、民事では主文しか言わないわけで、判決を読んでわかればいいわけですが、刑事では判決の時に口頭で理由がわからなければならないというものがあります。

判決も表で原告、被告の主張の対比をすとかフローチャートをつけて頂くとわかりやすいと思います。

例えば、全件ではありませんが、大きな建築瑕疵（かし）の事件では、原告の主張、被告の主張、裁判所の判断という対比表を添付しています。

刑事の複雑な事件では、被疑者の弁解内容、黙秘、被害者の供述、こういうものを一覧表のチャートにまとめて検討を行っています。ただ内部資料としてそうなっていても、裁判は口頭主義ですから、例えば表の左上はこうで、右上はこうだと、いくら口で言ったところで、それをイメージすることは難しい、そういう意味で裁判所に出す段階では使いにくいということで、検察庁の主張もそうですし、裁判所の判決も口頭で言い渡すわけですから、なかなか難しい。

冒頭陳述をビジュアルで行う、我々は「ビジュアル冒陳」と呼んでいます、パワーポイントなど新しい技術を使って法廷でそういった表を映し出せるようになれば可能かと思われ。ただ、そうは言っても口頭主義なので限界はあると思われ。

わかりやすい裁判には、判決の問題と審理の問題の2つがあり、さきほど裁判所の委員から瑕疵（かし）の対照表の紹介がありましたが、医療訴訟などでは、審理の途中で争点を整理するために、医療事故までどういう経過をたどったか、時系列で追う表を使って、双方の主張を整理したりしています。

生のデータでなくとも，そういう整理があるとわかりやすいと思います。

さきほど誰にわかるようにするかという話をしましたが，裁判員制度が始まりますと，傍聴人にはわからなくとも，少なくとも裁判員には，何が進んでいるかわかってもらう必要がある。判決に限らず審理もわかりやすくなければならないとなりますが，御意見がありますでしょうか。

資料に「解さなければならない理由は見当たらない」とあるのですが，一瞬では，何を言っているのかわからないことがありました。

いまのは二重否定ですが，確かにまわりくどいということがあるのだと思います。多少ソフトに言いたいということがあるのですが。

いきなり認めてしまうと反対側の立場からは，どこにそんな証拠があるんだということになることがあって，場合によっては，証拠としてちょっと弱くて，こう書かざるを得ないということもあると思います。

こういうまわりくどいのがいいと思っていた時期もありまして。それはちょっと反省しなければいかんところだと思っております。これは文を分けて段階的に説明すればできるんでしょうけど，そうすると今度は長くなるというきらいがあって，苦労しています。

ある程度，基礎知識がないとわからないということもありますから，小学校，中学校時代から法教育を行う必要があるかと思います。

## 2 労働審判制度について

### (労働審判制度の概略説明)

今のところ1件だけ申立てがある状態です。

費用はどのくらいかかるのですか。

申立手数料は訴訟の半分です。

PR不足なのではないですか。

パンフレットなどを置いてはいるのですが。

潜在的には，個別労働問題はたくさんあるのではないかと思います。県の窓

口相談は多いのですが、県民性なのか、それが訴訟、労働委員会にあがるケースは少ない、また労働局に対する申立てが多く、労働局の場合には、労働局長が企業に直接言える仕組みがありますし、労働委員会も、労働審判も、ネックは費用がどれだけかかるか不明の弁護士の代理人を付けなさいということではないかと思います。

それと、労働問題に詳しい弁護士が少ないのではないかと思います。

私どもの会社であったのですが、労働基準監督署はすごく親切でして、労働側だけでなく、会社側の言い分を聞いてうまく解決に持って行ってくださったことがありました。

労働審判も初めに調停を試みて、その後それがうまくいかない場合には、審判するという仕組みなのですが。

それと、会社からすると、企業イメージとして、労働側から「訴えるぞ」と言われると弱いという面があります。

裁判所を利用する点では、訴訟も労働審判も同じということですか。

ええ、そうです。もっと気軽に利用できるイメージだといいと思うのですが。

裁判所の手続には、履行しない場合には履行を強制できるというメリットがあるのですが。

労働審判は原則3期日で解決ということですから、労働者側からするとスピーディーでメリットがあると思われます。

PR不足というのもあるのではないかと思いますね。県の労働委員会も2年前から個別労働相談やりますよと言ってもあまり申立てがありませんし、裁判員制度にPRの比重がかかっていることで、労働審判のPR不足もあるのではないだろうかと思います。

弁護士会も、労働問題を扱う弁護士の名簿を作成しているところなのですが、費用があまりかからないように配慮した手数料にする予定です。

名簿が整備されると申立ても増えてくるということですか。

そうですね。一般的に弁護士会は、紛争当事者のどちらかに偏った相談はしないのですが、労働問題の場合には、労働委員会がいいのか、労働審判がいいのか、あるいは訴訟と、どの手続に振り分けるのがいいのかということになると思います。

以 上